（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第六条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十項第一号中「。以下この項及び第十四項」を「。以下この条」に、「同条第二項前段」を「法第十一条の十一第二項前段」に、「第十四項において「」を「第十五項において「」に改め、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に改め、「同条第三項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、「同条第三項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第十一条の十一第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う漁業協同組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第七条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第十項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十二項」を加え、同条に次の一項を加える。

12　法第五十八条第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

2　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「同条第十二項及び第十五項」を「同条第十三項及び第十六項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行期日を定める政令

御　名　御　璽

令和元年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行期日を定める政令

内閣は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

循環器病対策推進協議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十一号

循環器病対策推進協議会令

内閣は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五号）第二十条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条　循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条　協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条　協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第四条　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第五条　協議会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課において処理する。

（協議会の運営）

第六条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この政令は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三